

税務課からのお知らせ

TEL 0493-62-2153

e-Tax【スマホで確定申告】
説明会開催

所得税の確定申告が、自宅で簡単にできる「e-Tax」の操作説明会を開催します。

電子申告(e-Tax)とは、インターネット経由で申告・納税を完了するシステムです。

一度覚えれば来年度以降も自宅で申告できます。ぜひこの機会に一緒に学んでみませんか。

日 12月14日(木) 13時45分～15時

場 町民ホール 費 無料

講師 東松山税務署職員

持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード(お持ちの方)、筆記用具

募集人員 30人(電話による事前登録制/先着順)

「税を考える週間」のお知らせ



11月11日(土)～11月17日(金)は「税を考える週間」です。今年も、「これからの社会に向かって」をテーマとして、国民の皆様が国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとし

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動週間」です。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権を侵害するものです。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者を問わず、決して許されるものではありません。お悩みの方は一人で悩まずにご相談ください。

相談窓口 県婦人相談センターDV相談 TEL 048-863-6060

「誰かを支えるあなたも支える。」
11月はケアラー月間です



ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活のお世話や援助をしている方です。ケアラーが孤立することのない社会を目指し、県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発に取り組んでいます。※詳しくは県ホームページをご覧ください。

埼玉県地域包括ケア課

TEL 048-833-0325

11月25日から12月1日は
犯罪被害者週間

犯罪被害は、いつ誰に起こるかわかりません。犯罪による被害を受けた方

ています。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

地域支援課からのお知らせ

TEL 0493-62-2152

Jアラートによる情報伝達訓練

地震や武力攻撃などに備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達訓練を行います。当日は防災行政無線から訓練放送が流れます。実際の災害とお間違いないようご注意ください。

日 11月15日(水) 11時頃

注意事項

- ▶当日は、他の市町村でも同時に、同内容の訓練放送を行います。
- ▶災害発生時や自然災害の恐れがある場合、中止となることがあります。
- ▶この日程のほか、保守点検等により緊急に放送する場合があります。

嵐山消防団特別点検

消防団員が消防操法や放水訓練、分列行進など規律ある姿を皆さんに披露します。どなたでも見学できますので、ご家族やご友人を誘ってのご来場をお待ちしています。※当日朝7時に、団員招集訓練として消防団の各詰

の気持ちを届けられる社会を作りましょう。

埼玉県思いやり駐車場制度の開始



障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、利用証の交付基準に該当する方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度を11月から開始します。制度については県ホームページ、利用証の申請及び交付については町のホームページをご覧ください。

制度について

埼玉県福祉政策課

TEL 048-833-0322

【利用証の申請及び交付について】

福祉課 TEL 0493-62-0716

町民課からのお知らせ

TEL 0493-62-2154

医療費適正化にご協力ください

国民医療費は年々増加傾向にあります。このまま医療費が増え続けると、国保の財政にも大きな影響を及ぼしてしまいます。少しでも不要な医療費をなくしていくるように、みなさんのご

所からサイレンが鳴ります。実際の火災とお間違いないようご注意ください。

日 11月19日(日) 8時～

場 役場駐車場

小川消防署嵐山分署

TEL 0493-62-3890

災害時応援協定を締結しました

町では、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体や事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼しています。

令和5年10月1日、町では新たに2つの災害応援協定を締結しました。

協定① 災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定

締結先 株式会社工コ計画

内容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することが期待できる。

協定② 災害時における物資供給に関する協定

締結先 NPO法人コメリ災害対策センター

内容 災害発生時等に、町の要請に基づき物資の提供を受けるもの。日用品や作業用品など幅広い物資の提供を受けることで、発災時の初動対応や避難

所運営での活用が期待できる。

福祉課からのお知らせ

TEL 0493-62-0716

11月は児童虐待防止推進月間

あなたの行動で救われる子どもがいます。虐待は家庭内で起こるものでもあり、虐待している保護者も虐待されている子どもも、自ら助けを求められはできません。皆さんの「気づき」と、連絡する「勇気」が子どもだけでなく、虐待をしている親も救うことにつながります。

相談・気づきの連絡先

○児童相談所全国共通ダイヤル TEL 189(いちばやく)

○川越児童相談所

TEL 049-223-4152

○福祉課 児童福祉担当

TEL 0493-62-0716



※オレンジリボンとは、「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動のシンボルマークです

送付されますので、申告の時まで大切に保管してください。

①国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

②控除証明書に記載されている月以外の保険料を12月31日までに納付した場合は、「領収証書」を添付すること今年分として申告できます。

③ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

☎ねんきん加入者ダイヤル

TEL 0570-0003-004(ナビダイヤル)

(050)から始まる電話でおかけになる場合は03-6633-02525へ)

《受付時間》(祝日を除く)

月～金曜日 8時30分～19時

第2土曜日 9時30分～16時

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です！

「ねんきん月間」では、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に行っています。また、11月30日(いひみらい)を「年金の日」としています。ねんきんネットなどを活用して自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、今後の生活設計を考えていただくことを目的としています。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する際は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。日本年金機構本部から国民健康保険料を納付した時期により、順次

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

国民健康保険料を納付した時期により、順次

国民健康保険料を納付した時期により、順次